

H18特別抗告

令和5年(し)第272号

決定

申立人 今井 豊

上記の者からの付審判請求事件について、令和5年4月11日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、特別抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

本件抗告を棄却する。

理由

本件抗告の趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑事訴訟法433条の抗告理由に当たらない。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和5年5月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

渡邊 惠理子

裁判官

宇賀 克也

裁判官

林 道晴

裁判官

長嶺 安政

裁判官

今崎 幸彦

これは謄本である。

令和5年5月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 杉 山

